

議案第55号

基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の公布により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されたことに伴い、引用条文の整理及び母子保健法に規定する乳幼児健康診査の結果の活用を可能とする改正を行うため、基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要がある。

令和 7 年 12 月 12 日原案可 決